

## 平成23年度 がん対策に関する予算一覧

23年度予算額 (22年度予算額):千円

## 医療対策課

85,423 (88,486)

## ○がん対策強化推進費

82,457 (85,519)

愛媛県がん対策推進計画を総合的に推進するため、愛媛県がん対策推進委員会を設置するとともに、同計画推進において中核的な役割を担うがん診療連携拠点病院の機能強化や緩和ケアの普及推進、加えて、がん相談支援並びに地域連携コーディネーター体制整備の促進を図る。

- 1 県がん対策推進委員会及び専門部会の設置、運営【拡充】 1,841(1,438)
 

愛媛県がん対策推進条例に基づき、愛媛県がん対策推進委員会を設置し、県がん対策推進計画の進捗状況及び推進方策を検討するとともに、在宅緩和ケア及び相談支援の専門部会を新たに設置する。
- 2 がん医療体制整備事業(国1/2、県1/2) 60,000(60,000)
 

がん診療連携拠点病院は、愛媛県がん対策推進計画において中核的役割を担うことから、拠点病院が同計画に基づき実施する事業に対して助成し、医療機関の機能強化や院内がん登録、相談支援体制の強化など、同計画の着実な推進を図る。

  - (1) 補助対象 がん診療連携拠点病院
  - (2) 対象事業 ・がん医療従事者研修事業 《第11条(1)(3)(4)》  
 ・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 《第11条(1)(2)(4)》  
 ・院内がん登録推進事業  
 ・がん相談支援事業 《第8条(1)》  
 ・普及啓発、情報提供事業 《第8条(1)》
  - (3) 補助額 1病院当たり12,000千円
- 3 緩和ケア普及推進事業(国1/2、県1/2) 2,528(2,528)
 

愛媛県がん対策推進計画の全体目標である「全てのがん患者の苦痛の軽減」及び基本方針である「治療の初期段階から緩和ケアの実施」を達成するため、同計画に基づき、5年以内に、がん医療に携わる医師や看護師等を対象に、緩和ケアに係る研修及び診療支援を実施する。

  - (1) 委託先 (独) 国立病院機構 四国がんセンター(県がん診療連携拠点病院)
  - (2) 事業内容 ・緩和ケア推進センターの設置、運営 《第9条(3)》  
 ・緩和ケア研修会の実施(主に人材育成) 《第9条(1)》  
 ・在宅緩和ケア研修会の実施(主に医療機関の連携) 《第9条(3)》
- 4 がん相談・在宅緩和支援事業(国1/2、県1/2) 2,126(2,126)
 

がん患者・家族の不安や疑問に適切に対応し、生活を支援していくために相談支援体制の充実を図るとともに、がん患者の医療機関に対するニーズを把握することで、患者の立場に立った支援体制の整備を促進する。

  - (1) 実施方法 がん患者団体(NPO法人愛媛がんサポート おれんじの会)へ委託
  - (2) 事業内容 ・拠点病院でのピア・サポーター(がん体験者)による相談実施 《第8条(2)》  
 ・患者会員等へ基礎的なコミュニケーション能力習得の研修 《第8条(2)》  
 ・患者家族に必要な在宅緩和に関する情報提供のためのセミナー等の実施 《第10条》
- 5 がん対策推進普及啓発事業(国1/2、県1/2) 816(3,576)
 

・がん対策推進のための普及啓発シンポジウムの開催【縮小】

  - (1) 実施方法 がん患者団体(NPO法人愛媛がんサポート おれんじの会)へ委託
  - (2) 事業内容 医療従事者、行政、患者、その家族及び一般県民等を対象としたシンポジウムの開催 《第14条》  
 ・条例リーフレットの作成、配布【廃止】 0(705)
- 6 がん医療の地域連携強化事業(国1/2、県1/2) 15,146(15,146)
 

主に拠点病院での治療計画に応じた治療が終了したがん患者に対して、外来治療、在宅療法、緩和ケア病棟など、がん患者の意向を踏まえた地域医療サービス等を紹介するとともに、患者の紹介先に困っている拠点病院及び地域の医療機関に対して、その患者の現状に最も適切と考えられる医療機関等を提案する。

  - (1) 委託先 (独) 国立病院機構 四国がんセンター(県がん診療連携拠点病院)
  - (2) 事業内容 コーディネーターとして医師及び看護師等を配置し、がん患者や医療機関の状況に応じた地域医療サービス及び医療機関を紹介 等 《第10条》

## 平成23年度 がん対策に関する予算一覧

○看護師等研修事業費 2,966 (2,967)

看護師専門分野(がん)育成強化推進事業(国1/2、県1/2) 《第11条(4)》

がん患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実務研修を実施することにより、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。

- (1)対象者 原則5年以上の実務経験があり、45歳までのがん看護に従事している看護師  
 (2)参加者数 12名

<b>健康増進課</b>	<b>341,523 (518,276)</b>
--------------	--------------------------

○生活習慣病予防総合支援事業費 【統合】 2,061 (2,124)

1 生活習慣病予防推進指導事業 《第6条第2項》 1,116(696)

- (1)生活習慣病予防協議会の運営 35名、8部会(年1回)  
 (2)生活習慣病予防対策講習会の開催 年7回(がん登録部会を除く7部会各1回開催)

2 地域がん登録推進事業 《第7条》 363(363)

- (1)委託先 (独) 国立病院機構 四国がんセンター(県がん診療連携拠点病院)  
 (2)事業内容 ・がん情報収集  
                   ・標準DBS保守管理  
                   ・地域がん登録制度適正普及

3 がん対策推進員養成事業(国1/2、県1/2) 《第6条第1項、第2項、第13条》 582(1,065)

- (1)がん対策推進員養成研修の実施 (年間50回)  
 (2)がん対策推進員への活動支援  
 (3)その他 平成23年度養成人数 2,500人見込み(目標:平成24年度までに1万人)

○県民健康づくり運動推進事業費 232 (226)

健康づくりセミナー開催 《第6条第1項、第2項》

- (1)対象者 市町職員、医療関係者、学校関係者等  
 (2)参加者数 延べ120人

○がん検診受診率向上推進事業費【統合・廃止】 0 (5,714)

1 市町がん検診普及啓発事業 0 (1,331)

2 女性特有のがん対策事業(国1/2、県1/2) 0 (4,383)

○子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金積立金【廃止】 0 (425,321)

○子宮頸がん等ワクチン接種支援事業費 【拡充】 339,230(84,891)

1 子宮頸がん等ワクチン接種支援事業(基金10/10) 《第3条、第6条第1項》 338,021(84,493)

- (1)子宮頸がん予防ワクチン接種費 417,538千円×12月/15月 = 334,031千円  
 (2)市町事務費 4,987千円×12月/15月 = 3,990千円

2 県事務費(基金1/2、県1/2) 《第6条第1項》 1,209(398)

※事務費はヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン分を含む

<b>がん対策に関する総予算額 : 426,946千円 (606,762千円) 前年比 179,816千円減額</b>
---

※平成22年度当初予算額 90,941千円